

プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関する検討会の開催について

内閣府知的財産戦略推進事務局
デ ジ タ ル 庁

1. 目的

- 「包括的データ戦略」（令和3年6月閣議決定）において、データ活用による価値創出を促すデータ連携基盤（プラットフォーム）の整備に取り組むこととしている。
- また、同「包括的データ戦略」および「知的財産推進計画2021」（令和3年7月13日知的財産戦略本部決定）においても、プラットフォーム上でのデータ流通を促すために、データ流通の阻害要因を払拭するためのデータ取扱いルールが必要とされ、プラットフォームを構築するにあたり、データ取扱いルールの実装していくことが重要であることが盛り込まれている。
- そこで、プラットフォームにおいてデータ取扱いルールを実装する際に参考となる「データ取扱いルールの整備に向けたガイダンス」の策定を主な目的として、「プラットフォームにおけるデータ取扱いルール策定に向けた検討会」を開催する。

2. 委員

- 本検討会の構成員は、別紙のとおり。ただし、プラットフォームへのデータ取扱いルールの実装に関し優れた識見を有すると認められる者を追加することを妨げない。

3. 主な検討事項

- データ取り扱いルール実装におけるアジャイルガバナンスの必要性
- データ取扱いルール実装のガイダンス
（リスク分析、ポリシー作成、システムデザイン、運用・評価） 等

4. スケジュール

- 月に1～2回程度開催予定。2021年内にガイダンスのとりまとめを予定。

5. その他

- 委員による率直かつ自由な意見交換を確保するため、本検討会は非公開とするものの、資料及び議事概要は原則公表する予定。
- 検討会の庶務は、関係機関の協力を得て、内閣府知的財産戦略推進事務局及びデジタル庁において処理する。